

## 第2章 評定手順

第1章では、該非評定の目的、成果物などについて該非評定の概要を説明しました。該非評定とは何のために行い、どんな作業があるのか、おおよそ分かっていただけたと思います。

この章以降は、いよいよ、貨物と技術（プログラムを含む）とを該非評定する際のひとつひとつの作業内容を説明します。

### 2. 1 準備段階（ステップ1）

#### 2. 1. 1 規制概要の把握

##### （1）法規制等の資料入手

該非評定を行ううえで必要な法規制、すなわち輸出令、外為令、貨物等省令及び運用通達の解釈等は、以下の方法により入手できます。

（a）経済産業省 安全保障貿易管理 Web サイト：

⇒貨物・技術のマトリクス表

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

（b）総務省電子政府の総合窓口（e-Gov）の e-Gov 法令検索 Web サイト：

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)

（c）安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集

（日本機械輸出組合発行、CISTEC からも販売）

（d）輸出令別表第1・外為令別表用語索引集

（日本機械輸出組合発行、CISTEC からも販売）

（e）パラメータシート、項目別対比表

（CISTEC から販売）

##### （2）法令の条項に目を通す

該非評定をする理由、法規制の概要を理解する必要があります。該非評定に携わる技術部門と輸出管理部門は、輸出規制品目と規制技術について法令に目を通して規制品目のキーワードだけでも把握して法令の体系、用語などに慣れておくべきです。

法規制貨物、法規制技術は、Q & A 1 – 3 に示す政令及び省令にて規制されています。規制内容を知るには政令だけでなく、その規制品目及び規制仕様を知るために貨物等省令に目を通します。リスト規制は毎年改正されるので、最新のものを使用します。準備段階では細かい内容にこだわらず、どのような貨物、技術の項目が書かれているかに着目します。

#### 2. 1. 2 判定品の仕様把握

判定対象貨物や技術が「何ものであるか」を知る作業に入ります。つまり、「判定対象の仕様」を調べる作業です。

判定対象の仕様はカタログ、仕様書などに記述してある保証値で行います。公表していない仕様の場合は、実測値を使ってかまいません。